

## ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱

平成 31 年 2 月  
令和 2 年 3 月一部改正

## 1. 目的

ESG 金融懇談会提言（2018 年 7 月取りまとめ。以下「提言」という。）においては、パリ協定と SDGs が目指す脱炭素社会、持続可能な社会に向けた戦略的なシフトこそ、我が国の競争力と「新たな成長」の源泉であるとの認識の下、直接金融において先行して加速しつつある ESG 投資をさらに社会的インパクトの大きいものへと育むとともに、間接金融においても地域金融機関と地方自治体等の協働と、グローバルな潮流を踏まえた金融機関の対応により ESG 融資を実現する必要があることが指摘された。

ESG 金融には長期の視点が欠かせないことから、ESG 金融に係る全てのステークホルダーがしっかりと意識を持ち取り組むことが重要である。ESG 金融大国の実現に向けて、提言を踏まえ、金融・投資分野の各業界トップと国が連携し、ESG 金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動する場として「ESG 金融ハイレベル・パネル」を設置し、提言に基づく取組状況の定期的なフォローアップ等を行うこととする。

## 2. 運営

- (1) 本パネルは一年度当たり 1 回～2 回程度開催し、事務局による司会進行の下、各業界及び国における、提言に基づく取組や新たな取組の状況について、フォローアップを行うこととする。
- (2) 本パネルは原則として公開とし、議事については議事概要を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては非公開とすることができる。
- (3) 本パネルの開催に当たっては、各業界における関係企業の経営層等の参加を促すとともに、その活動内容については、国内外に広く発信していくこととする。
- (4) 本パネルには、本パネルの設定するテーマの検討を行うことを目的に、タスクフォースを置くことができる。タスクフォースの運営に必要な事項はタスクフォースで定める。

## 3. 事務

本パネルの事務は、環境省の委託を受けた者が処理することとする。

## 4. 構成

- (1) 本パネルは、事務局より委嘱を受けた委員で構成する。
- (2) 情報提供等のため、事務局によりオブザーバー及び講演者を招聘可能とする。

## 5. その他

上記に定めのない事項であって、本パネルの運営に必要なものについては、随時事務局及び環境省において協議する。